

さいたま市告示第 1032 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及びさいたま市市税条例（平成 13 年さいたま市条例第 67 号）第 7 条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和 8 年 6 月 22 日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類を特定するために必要な情報
財南納第 2659 号

2 送達を受ける者の氏名・名称
・ 別紙のとおり

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1735

